

1 「北海道における簡易型総合評価試行のガイドライン」

目的：品確法（H17.4.1 施行）に基づき、簡易型総合評価方式の試行の手法を示す。

概要

総合評価方式の種類

種類	対象工事	要求項目	評価項目	適用の目安
簡易型	技術的工夫の余地の小さい工事	施工の確実性を確保	簡易な施工計画や工事成績等に基づく技術力と価格	支出負担行為担当者が必要と認める工事
標準型	技術的工夫の余地の大きい工事	発注者の求める工事内容の実現	安全対策、交通環境への影響、工期縮減の観点からの施工上の技術提案内容と価格	支出負担行為担当者が必要と認める工事で、下記の一つに該当する工事 ア)補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札者の提示する性能・機能・技術等により、工事価格に相当程度の差異が生ずると認められる工事
高度技術提案型	技術的工夫の余地の大きい工事	構造物の品質の向上	強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和やライフサイクルの観点からの高度な技術提案内容と価格	イ)環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策等を必要とする工事であって、入札者の提示する性能・機能・技術等により、工事価格に相当程度の差異が生ずると認められる工事 ロ)入札者の提示する性能・機能・技術等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

落札者の決定方法

- ・ 入札価格が、予定価格の制限内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点 + 加算点）}}{\text{入札価格}}$$
- ・ 標準点 100 点、加算点は 10 点を基本とし、10～30 点で設定
- ・ 入札価格は、予定価格の制限の範囲内
- ・ 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値を下回らないこと

2 「簡易型総合評価方式の試行方針」

目的：評価項目の選定や総合評価方式の効果などを検証するため、この方式を試行することとし、発注 3 部における取り組みの方針を定める。

試行方法

試行期間	平成 18～19 年度の 2 年間
対象工事等	平成 18 年度：予定価格 2 億円以下（各部の土木、原則 A 等級工事） 平成 19 年度：予定価格 2 億円以下（全ての工事資格を対象）
総合評価内容	試行ガイドラインに基づき、価格以外に施工計画・技術力・配置予定技術者・地域精通度を評価
入札方法	公募型指名競争入札と地域限定型一般競争入札で試行
低入札価格調査制度の適用	地方自治法施行令第 167 条 10 の 2 により実施
検証内容	・ 工事の品質 ・ 評価項目の有効性および加算点の配点 ・ 公平性、競争性、透明性の確保 ・ 事務改善の余地